

令和2年1月10日

株主 各位

広島県広島市中区本通2番10号
メガネの田中チェーン株式会社
代表取締役 ホール・デイミアン・オマワリ

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当会社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「参考書類」をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和2年1月22日(水) 12時
2. 場 所 広島県広島市中区本通2番10号
当会社本店会議室
3. 会議の目的事項
決議事項 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

※ 議案の概要は、後記「参考書類」に記載のとおりであります。

~~~~~  
(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

## 【参考書類】

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を行う理由

当社を取り巻く事業環境は年々厳しさを増しており、今後も日本の経済の先行きは不透明で、競合環境も益々厳しくなると考えております。その中で当社の持続的成長及び企業価値の向上の実現を図るためには、株式を創業家に集中させ、安定した経営体制を確立することが最善であると考えております。

そこで、下記「2」に記載の通り当社の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行い、当社株式を、創業家である田中家及び田中家（資産管理会社を含む。）が有議決権付株式の全てを保有するメガネの田中ホールディングス株式会社（以下「メガネの田中ホールディングス」といいます。）に集約するものであります。

#### 2. 株式併合の内容

##### (1) 併合の割合

当社普通株式について、900株を1株に併合いたします。

##### (2) 本株式併合の効力発生日

令和2年1月23日

##### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

1,000株

#### 3. 併合の割合についての定め相当性に関する事項

##### (1) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式をメガネの田中ホールディングスに売却することを予定しております。

この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である令和2年1月22日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する普通株式の数（以下「基準株式数」といいます。）に12,000円を乗じた金額（以下「本買取価格」といいます。）に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本買取価格については、①当社とは独立した第三者算定機関である株式会社クリフィックス FAS（以下「クリフィックス」といいます。）によって、当社の公正な株価の算定方法として採用された配当還元法及び取引事例法に基づき算出されたレンジ（500円～12,000円）の最大値であり、相当な水準であると考えられること、②本株式併合の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が採られた上で決定された価格であることを踏まえ、本買取価格は合理的な価格であるものと当社取締役会は判断いたしました。

以上のことから、当社は端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

##### (2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

当社取締役である田中裕恵は当社の親会社等に該当することから、また、当社代表取締役であるホール・デイミアン・オマワリは当社の親会社等に該当する田中裕恵の配偶者であることから、当社は、本買取価格の公正性の担保、本株式併合の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本株式併合の公正性を担保するための措置として、以下の措置を実施いたしました。

##### ① 当社における独立した第三者機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、本買取価格を決定するにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、当社から独立した第三者算定機関としてクリフィックスに、当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、2019年12月10日付で、株式価値に関する報告書を取得いたしました。なお、クリフィックスは、当社の関連当事者には該当せず、本買取価格の決定を含む本株式併合に関して、重要な利害関係を有しておりません。

クリフィックスは、当社普通株式の株式価値について、配当還元法及び取引事例法に基づき、当社普通株式1株あたりの株式価値を500円～12,000円と算定しております。

##### ② 当社による利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により今後の持続的成長及び企業価値の向上の実現が見込まれるとの結論に至り、クリフィックスから提出された株式価値算定書を踏まえ、2019年12月13日開催の当社取締役会において、決議に参加した取締役（当社の代表取締役であるホール・デイミアン・オマワリ及び当社の取締役である田中裕恵を除く出席取締役4名）の全員一致により、本株式併合の承認につき、本定時株主総会に付議する旨を決議しております。

また、当該取締役会には、当社の全ての監査役が出席し、上記の内容の決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

#### 4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

第1号議案のとおり、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行可能株式総数は1,000株となるところ、かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2020年1月23日に効力が発生するものとします。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                                 | 変 更 案                                                 |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| （発行可能株式総数）<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>960,000株</u> とする。 | （発行可能株式総数）<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>1,000株</u> とする。 |